

保育士就労に関する同意書

年 月 日

市川市長 あて

市川市保育の利用等に関する規則にある保育の利用基準調整表のうち、「市内の認可保育施設で週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として産後休暇・育児休業から復職する場合」、「市内の認可保育施設で、週35時間以上勤務する保育士・保育教諭として就労が内定している場合」に該当するときは、「+10点」の調整指数を加点して利用調整を行うこととなっております。

勤務時間は休憩時間を除いた実働週35時間となりますので、ご注意ください。

この「+10点」につきましては、市川市における待機児童対策の一環となります。次の内容をよくお読みいただき、本趣旨をご理解の上、各項目のチェック並びに下段部分へのご署名をお願いします。

1	市内の認可保育所・認定こども園・地域型保育事業で働く場合に限られます。	<input type="checkbox"/>
2	1に該当する施設で保育士・保育教諭として就労する必要があります。	<input type="checkbox"/>
3	調整指数の加点については、1に該当する施設で保育士・保育教諭として復職する場合もしくは就労内定している場合で1週間の労働時間が休憩を除き35時間以上ある場合に限られます。	<input type="checkbox"/>
4	育児短時間勤務を取得する場合でも、休憩を除いた就労時間が週35時間以上である必要があります。	<input type="checkbox"/>
5	2、3、4の就労条件で復職または就労開始ができない場合は保育所等の入園内定が取り消しとなることがあります。	<input type="checkbox"/>
6	児童が保育所等に在籍する間は、1に該当する施設に継続して勤務するようご協力をお願いします。	<input type="checkbox"/>
7	児童が保育所等に在籍する間に1に該当する施設における保育士・保育教諭としての職を辞する際は、必ずご相談をください。退職の理由が正当性があるものか、妥当性があるものかを判断させていただきます。	<input type="checkbox"/>

上記事項を確認及び調整指数の趣旨について同意いたします。

年 月 日

同意者氏名 _____

児童氏名 _____

第1希望保育施設 _____